Ｄ４０３　腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺（脳脊髄圧測定を含む。）　150点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
Ｄ４０４　骨髄穿刺
１　胸骨　260点
２　その他　280点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
Ｄ４０４－２　骨髄生検　730点
注　６歳未満の乳幼児の場合には、所定点数に100点を加算する。
Ｄ４０５　関節穿刺（片側）　100点
注　３歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
Ｄ４０６　上顎洞穿刺（片側）　60点
Ｄ４０６－２　扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺（片側）　180点
Ｄ４０７　腎嚢胞又は水腎症穿刺　240点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
Ｄ４０８　ダグラス窩穿刺　240点
Ｄ４０９　リンパ節等穿刺又は針生検　200点
Ｄ４０９－２　センチネルリンパ節生検
１　併用法　5,000点
２　単独法　3,000点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、乳がんの患者に対して、１については放射性同位元素及び色素を用いて行った場合に、２については放射性同位元素又は色素を用いて行った場合に算定する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。
Ｄ４１０　乳腺穿刺又は針生検（片側）
１　生検針によるもの　650点
２　その他　200点
Ｄ４１１　甲状腺穿刺又は針生検　150点
Ｄ４１２　経皮的針生検法（透視、心電図検査及び超音波検査を含む。）　1,600点
Ｄ４１３　前立腺針生検法　1,400点
Ｄ４１４　内視鏡下生検法（１臓器につき）　310点
Ｄ４１４－２　超音波内視鏡下穿刺吸引生検法（ＥＵＳ－ＦＮＡ）　4,000点
Ｄ４１５　経気管肺生検法　4,000点
注１　ガイドシースを用いた超音波断層法を併せて行った場合は、ガイドシース加算として、所定点数に500点を加算する。
２　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ＣＴ透視下に当該検査を行った場合は、ＣＴ透視下気管支鏡検査加算として、所定点数に1,000点を加算する。
Ｄ４１５－２　超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法（ＥＢＵＳ－ＴＢＮＡ）　5,500点
Ｄ４１６　臓器穿刺、組織採取
１　開胸によるもの　9,070点
２　開腹によるもの（腎を含む。）　5,550点
注　６歳未満の乳幼児の場合は、2,000点を加算する。
Ｄ４１７　組織試験採取、切採法
１　皮膚、筋肉（皮下、筋膜、腱及び腱鞘を含み、心筋を除く。）　500点
２　骨、骨盤、脊椎　2,300点
３　眼
イ　後眼部　650点
ロ　その他（前眼部を含む。）　350点
４　耳　400点
５　鼻、副鼻腔　400点
６　口腔　400点
７　咽頭、喉頭　650点
８　甲状腺　650点
９　乳腺　650点
10　直腸　650点
11　精巣（睾丸）、精巣上体（副睾丸）　400点
12　末梢神経　620点
13　心筋　5,000点
注　６歳未満の乳幼児に対して行った場合は、100点を加算する。
Ｄ４１８　子宮膣部等からの検体採取
１　子宮頸管粘液採取　40点
２　子宮膣部組織採取　200点
３　子宮内膜組織採取　370点
Ｄ４１９　その他の検体採取
１　胃液・十二指腸液採取（一連につき）　180点
２　胸水・腹水採取（簡単な液検査を含む。）　180点
３　動脈血採取（１日につき）　50点
注　血液回路から採血した場合は算定しない。
４　前房水採取　350点

第５節　薬剤料

区分
Ｄ５００　薬剤　薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき１点未満の端数を切り上げて得た点数に１点を加算して得た点数とする。
注１　薬価が15円以下である場合は、算定しない。
２　使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第６節　特定保険医療材料料

区分
Ｄ６００　特定保険医療材料　材料価格を10円で除して得た点数
注　使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第４部　画像診断

通則
１　画像診断の費用は、第１節、第２節若しくは第３節の各区分の所定点数により、又は第１節、第２節若しくは第３節の各区分の所定点数及び第４節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
２　画像診断に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第５節の所定点数を合算した点数により算定する。